



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市障害者虐待防止センター設置規則……………(社会福祉課) …… 2
- 大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則……………(土木管理課) …… 3

告示

- 電子公印の使用……………(財産管理課) …… 4
- 電子公印の使用……………() …… 5
- 電子公印の使用……………() …… 6
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) …… 7
- 引取りのない放置自転車等の処分……………() …… 7
- 公示送達……………(介護保険課) …… 8
- 公示送達……………() …… 8
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) …… 8

公告

- 大和高田市インターネット市有財産売却の公告……………(財産管理課) …… 9
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……12
- 大和高田市総合公園整備工事1工区に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……12
- 大和高田市総合公園整備工事2工区に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……14
- 大和高田市総合公園整備工事3工区に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……16
- 大和高田市総合公園整備工事4工区に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……18
- 名倉北池安全柵設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……21
- 曾大根地内用排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……23
- 東中2丁目地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……25

教育委員会

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………(学校教育課) ……28
- 教育委員会1月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……30
- 教育委員会2月定例委員会の招集……………() ……30

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……31

農業委員会

- 農業委員会1月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……31
- 農業委員会2月定例委員会の招集……………() ……31

規則

規則第31号

大和高田市障害者虐待防止センター設置規則を次のように定める。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市障害者虐待防止センター設置規則

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定される障害者虐待を防止し、併せて障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、大和高田市障害者虐待防止センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 障害者虐待防止センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
大和高田市障害者虐待防止センター	大和高田市福祉部社会福祉課内

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等若しくは使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動
- (4) 養護者による障害者虐待事案についての対応

(関係機関との協力)

第4条 センターは、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の適切な実施がされるよう、大和高田市社会福祉事務所その他の関係機関と相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
(大和高田市行政組織規則の一部改正)
- 2 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中

「

産業振興課	勤労青少年ホーム
-------	----------

」を

「

産業振興課	勤労青少年ホーム
社会福祉課	障害者虐待防止センター

」に改める。

第4条第1項福祉部の部社会福祉課の款地域福祉係の項第12号を第13号とし、第11号の次

に次の1号を加える。

(12) 障害者虐待防止センターに関すること。

第18条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「設置」を削り、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 大和高田市障害者虐待防止センター 大和高田市障害者虐待防止センター設置規則(平成24年規則第31号)

規則第37号

大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例(平成24年条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、道路法(昭和27年法律第180号)、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)に定めるところによる。

(車線により構成されない車道の部分)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所
- (4) 屈折車線、変速車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(舗装)

第4条 車道及び側帯の舗装は、次条から第7条までに定める基準に適合する構造とするものとする。

2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める構造とするほか、第8条に定める基準に適合する構造とするものとする。

(疲労破壊輪数)

第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量(単位 1日につき台)	疲労破壊輪数(単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

2 疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位1日につき台)	塑性変形輪数 (単位1ミリメートルにつき回)
第3種第2級及び第4種第1級	3,000以上	3,000
	3,000未満	1,500
その他		500

2 塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第7条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

2 平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第8条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量(単位 15秒につきミリリットル)
第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

2 浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第9条 条例第32条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(橋、高架の道路等)

第10条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

告示第141号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成24年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市印
寸法	方24mm
使用する理由	事務の迅速化及び効率化を図るため
使用開始年月日	平成25年1月4日
印影	省略

使用する文書

担当課	文書の名称
保険医療課	国民健康保険被保険者証明書、特定同一世帯所属者異動連絡票、旧被扶養者異動連絡票

告示第142号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成24年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	事務の迅速化及び効率化を図るため
使用開始年月日	平成25年1月4日
印影	省略

使用する文書

担当課	文書の名称
税務課	普徴収納税変更通知書、年金特徴仮徴収中止のお知らせ、特徴継承通知書、更正決定通知書、減免決定通知書(身体障害者用)、減免決定通知書(公益車両用)、減免申請案内書、固定資産税(都市計画税)変更通知書
収納対策室	還付通知書、充当通知書
児童福祉課	児童手当・特例給付認定通知書、児童手当・特例給付認定請求却下通知書、児童手当・特例給付額改定通知書、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書、児童手当・特例給付支払通知書、児童手当・特例給付支払差止通知書、児童手当・特例給付支払差止解除通知書、児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当認定請求却下通知書、児童扶養手当額改定通知書、児童扶養手当資格喪失通知書、児童扶養手当支給停止通知書、児童扶養手当支給停止解除通知書、有期認定通知書、児童扶養手当支払差止通知書、児童扶養手当支払差止解除通知書、児童扶養手当支給期間延長通知書、児童扶養手当現況届提出命令書、児童扶養手当一部支給停止適用除外決定通知書、児童扶養手当受給資格者台帳(写し)の送付について(依頼)、児童扶養手当受給資格者台帳(写し)の送付について
保育課	保育所(園)入所承諾兼保育料決定通知書、保育料変更通知書、保育実施解除通知書、保育所入所不承諾通知書
介護保険課	要介護認定等申請受理通知書、要介護認定・要支援認定等延期通知書、要介護

	認定・要支援認定等結果通知書、要介護状態区分変更通知書、要介護認定・要支援認定等却下通知書、サービス種類指定・変更通知書、要介護認定、要支援認定取り消し通知書、資格者証、介護保険他市町村住所地特例者連絡票、介護保険住所地特例施設退所（居）通知書、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書、介護保険給付の支払一時差止通知書、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書、介護保険滞納保険料控除通知書、介護保険給付額減額通知書、支払方法変更通知書、介護保険料仮徴収のお知らせ、介護保険料納入通知書兼特別徴収開始（停止）通知書介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書、介護保険料納入（変更）通知書、介護保険の賦課等資料について（照会）、介護保険給付減免更新のお知らせ、介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書、介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）、介護保険訪問介護利用者負担額減額 決定通知書（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）、介護保険給付費通知書、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書、受領委任払いのお知らせ、介護保険その他償還払支給（不支給）決定通知書、介護保険高額介護（予防）サービス費給付のお知らせ、介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書、大和高田市介護保険自己負担額証明書、高額医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書、還付通知書、充当通知書
保険医療課	所得の申告内容及び課税状況について（照会）、国民健康保険税納税（変更）通知書、催告書、充当通知書、還付通知書、国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始（停止）通知書、国民健康保険脳ドック補助金交付決定通知書・受診券
環境衛生課	還付通知書、充当通知書、催告書

告示第143号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成24年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市長印（税務課専用公印）
寸法	方21mm
使用する理由	事務の迅速化及び効率化を図るため
使用開始年月日	平成25年1月4日
印影	省略

使用する文書

担当課	文書の名称
税務課	課税・非課税証明書（詳細）、課税証明書（簡易）、非課税証明書、所得証明書、児童手当証明書、所得・課税状況等調査回答書、みなし課税通知書、公年データ他市長村回送書、家屋敷課税者所得照会書、住登外扶養者所得照会書、事業証明書（法人・個人）、標識交付証明書、原動機付自転車廃車証明書、評価証明書、公課証明書

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年1月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年12月4日、同月6日、同月10日、同月11日、同月17日、同月19日、同月20日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-1101(代表)

告示第3号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年1月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成25年1月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年10月4日、同月9日、同月15日、同月17日、同月23日、同月24日、同月2

9日

告示第4号

平成24年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年1月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知書の発送年月日

平成24年7月10日

2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第5号

平成24年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年1月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日

平成24年7月10日（番号1～19）

2. この公示送達により変更する納期限

変更前	平成24年7月31日	平成24年8月31日	平成24年10月1日
-----	------------	------------	------------

変更後	平成25年2月28日	平成25年2月28日	平成25年2月28日
-----	------------	------------	------------

変更前	平成24年10月31日	平成24年11月30日	平成24年12月25日
-----	-------------	-------------	-------------

変更後	平成25年2月28日	平成25年2月28日	平成25年2月28日
-----	------------	------------	------------

変更前	平成25年1月31日
-----	------------

変更後	平成25年2月28日
-----	------------

3. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第9号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成25年1月8日、同月10日、同月16日、同月21日、同月22日、同月28日、同月30日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-110

公 告

公告第1号

大和高田市インターネット市有財産売却の公告について

市有財産(自動車)の売却について、次のとおり大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第2条第4号に規定する財産売却システムにより一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成25年1月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

(自動車)

物件番号	財産名称	車台番号	予定価格	入札保証金
H24-1-1	ポンプ付自動車 (日産サファリ)	FGY60 -000905	200,000円	20,000円

備考1. 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)とは、あらかじめ市が定めた最低売払価格をいう。

備考2. 走行距離は、下見会等により増加することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 大和高田市の職員でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (6) 市が定める大和高田市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (7) 市有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 20歳以上の者であること。
- (9) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、平成25年1月16日(水)午後1時から平成25年2月5日(火)午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより市が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込手続を完了した後、平成25年2月5日(火)午後5時までに(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)所定の申込書等により大和高田市役所財産管理課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。(郵送の場合は、平成25年2月5日(火)までの消印を有効とする。)
- (3) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所財産管理課 電話0745-22-1101
- (2) 期間 平成25年1月16日(水)午後1時から平成25年2月5日(火)午後5時まで

5 下見会

下見会希望者は、下記下見会の各前日までに下記連絡先へメールにて連絡すること。

- (1) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所庁舎中庭
- (2) 日時 [第1回] 平成25年1月25日(金)午後1時から午後4時まで
[第2回] 平成25年1月30日(水)午後1時から午後4時まで
[第3回] 平成25年2月1日(金)午後1時から午後4時まで
- (3) 連絡先 大和高田市役所財産管理課

(E-mail : nakagawa2073@city.yamatotakada.nara.jp)

※車体等の傷及び積載品の確認については、上記下見会の時に行うものとする。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 入札期間 平成25年2月19日(火)午後1時から平成25年2月26日(火)午後1時まで
- (3) 開札 平成25年2月26日(火)午後1時

7 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は、できない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に、契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は、開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、平成25年3月8日(金)午後5時までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、市有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

(2) 契約書作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、契約締結日から平成25年3月12日(火)の正午までに、売払代金の残金を、一括にて甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

12 その他

- (1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 落札者が売買代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。
- (3) 物件の引渡しは、保管場所において行う。
- (4) 本市の方で引渡しまでに一時抹消登録を行う。
- (5) 引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーが必要となる。
- (6) 落札者は、所有権の移転後、運輸支局等で一時抹消登録の所有者変更記録申請を直ちに行うこと。
- (7) 当該公告文記載内容その他事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(8) 入札及び契約に関する事務を担当する部局
 名称 大和高田市役所財産管理課
 所在地 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
 電話番号 0745-22-1101（内線216）

公告第2号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成25年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-81

公告第3号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	大和高田市総合公園整備工事1工区
2	工事場所	大和高田市曾大根地内
3	工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに</p>

	<p>掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年1月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年1月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年1月25日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,630,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第4号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園整備工事2工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年1月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年1月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年1月25日(金) 午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,790,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第5号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園整備工事3工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)</p>

質疑応答	<p>まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年1月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年1月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年1月25日(金)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,480,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第6号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成25年1月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園整備工事4工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月10日(木)から平成25年1月18日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年1月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年1月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年1月25日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,540,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第7号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	名倉北池安全柵設置工事
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け

	<p>付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年1月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月30日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年2月1日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年2月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年2月8日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧</p>

	に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,920,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第8号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月25日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	曾大根地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行

	<p>中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年1月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月30日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年2月1日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年2月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日</p>

法	<p>の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年2月8日（金）午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥2,800,000円（消費税等抜き）
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第9号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年1月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	東中2丁目地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市東中2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年1月29日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年1月30日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年2月1日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年2月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年2月8日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,730,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育委員会

教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成25年2月1日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和57年教育委員会規則第3号)を次のように改正する。

第3条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「、出席」を「出席」に改める。

第4条中「の集団発生をみた」を「が集団発生した」に改める。

第5条中「又は」を「、又は」に改める。

第7条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第4号中「出張」を「旅行」に改める。

第9条中「第58条の規定により、校長」を「第58条及び第79条の規定により校長」に改める。

第10条中「、委員会」を「委員会」に、「記載」を「記録」に、「朱書」を「記録」に改める。

第11条中「、委員会」を「委員会」に改める。

第12条中「、委員会」を「委員会」に、「様式第7号」を「、様式第7号」に改める。

第13条第1項中「、保護者が学齢児童」を「保護者が学齢児童生徒」に、「足る」を「足りる」に改める。

第14条中「児童が、」を「児童生徒が」に、「又は」を「、又は」に、「速やかに」を「、速やかに」に、「、その義務」を「その義務」に改める。

第17条第1項中「、校長」を「校長」に改め、同条第2項中「、委員会」を「委員会」に改める。

第21条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第22条中「次の各号」を「次に掲げる事項」に改める。

第23条中「次の」を「、次に掲げる」に改める。

第24条第1項中「、委員会へ申請」を「委員会へ申請し」に、「すべて」を「全て」に改める。

第25条中「教育」を削る。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号(小学校)(第11条関係)

第 号

年 月 日

大和高田市教育委員会 印

小学校就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、下記のとおり就学に関するお知らせをします。

記

	通知書番号
児童氏名	
生年月日	年 月 日 性別
入学指定校	大和高田市立 小学校

入 学 期 日	年 月 日
備 考	

- ・入学式は、 年 月 日です。
- ・正当と認定される理由がなく明らかにその通学区域外から就学していることが判明したときは、この通知書を無効として入学指定校を変更しますので、特にご留意ください。

<注意事項>

次のような場合は、本書持参の上、教育委員会までお越しく下さい。

- 1 病気その他の理由があり就学義務の猶予又は免除を受けようとする場合（要診断書、印鑑）
- 2 大和高田市立学校以外の学校に就学される場合（要入学許可証、印鑑）
- 3 この通知書の記載事項に間違いがある場合
- 4 その他就学に当たりご相談のある場合
（特別な事情により、指定した就学校の変更等を申立てすることができます。）

※本書を入学式に持参し、学校へ提出してください。

<連絡先>

奈良県大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市教育委員会事務局 学校教育課
 電話：(0745)22-1101

様式第6号(中学校)(第11条関係)

第 号
 年 月 日

大和高田市教育委員会 印

中学校就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、下記のとおり就学に関するお知らせをします。

記

	通知書番号	
生 徒 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	性 別
入 学 指 定 校	大和高田市立 中学校	
入 学 期 日	年 月 日	
備 考		

- ・入学式は、 年 月 日です。
- ・正当と認定される理由がなく明らかにその通学区域外から就学していることが判明したときは、この通知書を無効として入学指定校を変更しますので、特にご留意ください。

<注意事項>

次のような場合は、本書持参の上、教育委員会までお越しく下さい。

- 1 病気その他の理由があり就学義務の猶予又は免除を受けようとする場合（要診断書、印鑑）
- 2 大和高田市立学校以外の学校に就学される場合（要入学許可証、印鑑）
- 3 この通知書の記載事項に間違いがある場合
- 4 その他就学に当たりご相談のある場合
（特別な事情により、指定した就学校の変更等を申立てすることができます。）

※本書を入学式に持参し、学校へ提出してください。

<連絡先>

奈良県大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市教育委員会事務局 学校教育課

電話：(0745) 22-1101

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

大和高田市教育委員会 印

転入学通知書

学校教育法施行令第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

	通知書番号		
児童・生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
現 住 所			
保 護 者 氏 名		続 柄	
保 護 者 現 住 所			
入 学 学 校 名	大和高田市立 学校	学 年	
入 学 年 月 日	年 月 日	異動年月日	年 月 日
前 学 校 名			
備 考			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年2月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の学校教育法施行細則様式第7号で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年1月9日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

日 時 平成25年1月15日(火)午後2時00分
場 所 中央公民館 1階 視聴覚室
議 案 第1号 第45回大和高田市少年武道大会実施要項(案)について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年1月30日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日 時 平成25年2月5日(火)午後2時00分
場 所 さざんかホール 4階 会議室
議 案 第1号 平成25年度大和高田市学校教育の指導方針について
第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年1月10日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年1月18日(金) 午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の登録について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年1月4日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成25年1月11日(金) 午後3時30分
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第18条第6項について通知の件
第3号 その他

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年1月28日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成25年2月6日(水) 午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他

